

農薬オープンカウンター方式見積合せ説明書

(平成 30 年 6 月 27 日付け掲載分)

板野郡農業協同組合

農薬のオープンカウンター方式による見積もり合わせの実施に係る掲載（平成30年6月27日付掲載。以下「掲載」という。）に基づく見積もり合わせ等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 掲載日

平成30年6月27日

2. 契約担当者

板野郡農業協同組合 営農経済部

3. 担当事務局

〒771-1320 徳島県板野郡上板町神宅字宮ノ北22番地

板野郡農業協同組合 営農経済部事務局

T E L (088) 694-7208

F A X (088) 694-7218

4. 購入案件

① 購入物品の件名

仕様書による

② 購入物品の予定数量及び特質等

仕様書による

③ 納入期限

発注日から平成30年8月31日まで

④ 納入場所

仕様書による

5. 参加する者に必要な資格

次の①、②の全てを満たすものとする。

① 参加資格確認において、資格「有」とされた者。

② 以下ア～カ全てに該当する者。

ア. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない

者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）ではないこと。

イ. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。

ウ. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。

エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有しないこと。

オ. 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。

カ. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

6. 参加資格の確認手続

参加を希望する者は、申請書（別紙様式1）及び参加資格確認資料を次のとおり提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、参加資格申請手続に係る質疑については随時回答するものとする。

① 提出期間

平成30年6月27日（水）から平成30年7月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 提出場所

3に同じ

③ 提出方法

ア. 持参により提出する場合

提出期間内の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に提出すること。

イ. 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。

④ 添付資料

次の書類を各一通、提出期間内に持参又は郵送により申請書を添付して提出すること。

ア. 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款

イ. 直近の年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

ウ. 誓約書（別紙様式 3）

エ. 反社会的勢力の排除に関する誓約書（別紙様式 4）

オ. 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82 円切手を貼付したもの）

⑤ 資格確認結果の通知

資格確認の結果は、提出期間内に提出した申請者に、平成 30 年 7 月 11 日（水）までに参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵便により送付する。

⑥ 参加資格確認手続の省略

上記の手続について、当組合が開催した入札（連携組合共同購入による農薬の購入）（平成 29 年 12 月 25 日付公告分）にて参加資格「有」とされた者については、手続を省略することができる。その場合、6④アに定める商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款についてのみ提出を省略することができる。

⑦ その他

申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7. 参加手続等

① 見積もり合わせの参加

6⑤により送付した確認結果通知書に参加資格「有」の記載のある者及び6⑥により省略手続を適用し、誓約書を提出した者（以下、「参加資格者」という。）以外の参加は認めない。

② 見積書の提出

ア. 見積書の提出に際しては当ホームページより見積書（エクセルファイル）をダウンロードし、下記の定められた期間内に実印を押印した見積書を持参若しくは郵送及び同様の見積電子ファイル（実印は不要）を下記のアドレスに電子メールにより送付しなければならない。

送付先のアドレス m_kawasaki@ja-itanogun.jp

イ. 見積書に記載する金額は税抜価格とする。

ウ. 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

③ 見積書の提出期限

平成 30 年 7 月 19 日（木）

④ 見積書の提出場所

3に同じ

⑤ 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

ア. 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書

イ. 見積者の記名押印のない見積書又は押印された印影が明らかでない見積書

ウ. 金額を訂正した見積書

- エ. 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない見積書
- オ. 記載すべき事項の記入のない見積書又は記入した事項が明らかでない見積書
- カ. 明らかに連合によると認められる見積書
- キ. 同一の案件について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした見積書
- ク. 同一の案件に対して2以上の意思表示をした見積書
- ケ. その他オープンカウンター方式に関する要件に違反した見積書

8. 質疑等

オープンカウンター方式による見積もり合わせに参加しようとする者は本説明書、仕様書及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、参加しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書（別紙様式5）により説明を求めることができる。ただし、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

① 質疑書

ア. 提出期限

平成30年7月18日（水）正午まで
（質疑がない場合は提出不要）

イ. 提出方法

持参又はFAXにより提出する。

ウ. 提出場所

3に同じ

② 回答書

ア. 交付期限

平成 30 年 1 月 15 日（月）

イ. 交付方法

ホームページに掲載する。

- ③ 質疑及び回答書は、仕様書の一部とする。
- ④ 質疑及び回答書の提出・交付の受理に応じない者でも、その内容についてすべて承諾したものとして取り扱う。

9. 契約の相手方の決定等

- ① 有効な見積書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積もりした者を契約の相手方として決定する。なお、契約の相手方の決定は品目ごとに行う。
- ② 予定価格の制限の範囲内で見積もりをした有効な見積書がないときは、再度見積書の提出を求めることができる。
- ③ 9①の規定に関わらず、9①の決定から契約を締結するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなったとき、又はオープンカウンター方式に関する要件に違反していることが判明したときは、決定を取り消すことができる。

10. 結果の公表

オープンカウンター方式による見積もり合わせの結果については、非公表とする。契約の相手方の決定通知は、個別に行う。

11. 契約書の作成の要否

要する。

12. 金額の精算

金額の精算は、商品の納品日の月末締め翌々月 20 日支払いとする。ただし、その日が休日の場合は翌営業日とする。